

弁護士制度の改革の到達点

枠囲いは、司法制度改革審議会意見書を示す。

「日弁連司法制度改革推進計画」は、2002年3月に理事会での承認により策定され公表されたものである。

「到達点」は、原則として、日弁連の推進計画からみた到達点を示す。

1. 弁護士の社会的責任（公益性）の実践

弁護士は、誠実に職務を遂行し、国民の権利利益の実現に奉仕することを通じて社会的責任（公益性）を果たすとともに、その使命にふさわしい職業倫理を保持し、不断に職務活動の質の向上に努めるべきである。

弁護士の公益活動については、その内容を明確にした上で、弁護士の義務として位置付けるべきである。また、公益活動の内容について、透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士がその使命にふさわしい職業倫理を保持するために、「弁護士倫理」を今日の状況に応じて改め、倫理研修を一層充実・強化するとともに、弁護士の職務活動の質の向上をはかるため、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成16年）。

弁護士の公益活動の具体的内容と義務としての位置付け、及び活動内容の国民に対する責任に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成16年）。

1 「弁護士倫理」の改訂

(1) 取組の経過と到達点

弁護士倫理委員会1次案「弁護士業務基本規程」(案)(2003年5月30日)
各弁護士会、関係委員会あてに意見照会(2003年8月末まで)。

弁護士倫理委員会2次案「弁護士職務基本規程」(案)(2003年11月28日)

1次案に対する各弁護士会、日弁連の委員会からの意見を踏まえ、委員会で2次案を作成。

各弁護士会、委員会あてに意見照会。会員に対し意見募集(2004年3月末まで)。

弁護士法第30条の改正を受け、「営利業務及び公務に従事する弁護士に対する指導・監督に関する基準」を理事会で承認(2004年2月1日)。2004年4月1日施行。

(2) 今後の日程等

弁護士倫理委員会において、2次案に対する各弁護士会、委員会の意見を踏まえ、委員会の最終案を作成(2004年6月まで)。

委員会最終意見を踏まえ、最終案の作成へ(2004年9月まで)。

臨時総会(2004年11月頃)で日弁連会則の一部改正、弁護士職務基本規程

の会規化をはかる予定。

2 公益活動の義務化

(1) 取組の経過と到達点

各弁護士会での公益活動の義務化への取組

第一東京、第二東京、東京などの弁護士会での会則・会規の改正と義務化の内容。

「弁護士職務基本規程」において、「公益活動の実践」規定の制定へ。

「弁護士は、公益活動に参加し、実践するものとする。」(2次案第7条)

裁判官への任官(2003年度10人。2004年度7月までに7人。)

民事調停官、家事調停官への就任(2003年度30人。2004年度30人の予定。)

法科大学院実務 教員約950人中弁護士教員約700人が就任。

2. 弁護士の活動領域の拡大

- 弁護士法第30条第1項に規定する公務就任の制限及び同条第3項に規定する営業等の許可制については、届出制に移行することにより自由化すべきである。
- 活動領域の拡大に伴う弁護士倫理の在り方を検討し、倫理研修の充実、綱紀・懲戒制度の適切な運用等により、弁護士倫理の遵守を確保すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士の公務就任の制限及び営業等の許可制については、届出制に移行することに関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成15年)。

弁護士の活動領域の拡大に対応し、「弁護士倫理」の在り方を検討し、綱紀・懲戒制度等の適切な運用を行い、「弁護士倫理」の遵守の確保のため、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う。

1 公務就任の制限及び営業の許可制の届出制への移行

(1)取組の経過と到達点

法曹制度検討会における日弁連のプレゼンテーション(第3回、2002年4月16日)

営利業務については、弁護士法の改正(届出制への移行)を受けて、会則・会規を整備する。

公職については、兼職禁止規定が削除されることを受けて、会則・会規により届出制とする。

弁護士法第30条の改正(2003年7月25日公布。2004年4月1日施行)、会則改正、公職就任の届出等に関する規程の制定、営利業務の届出等に関する規程の制定(2003年11月12日、臨時総会)、2004年4月1日(一部は同年3月1日)施行。

「営利業務及び公務に従事する弁護士に対する弁護士会及び日本弁護士連合会の指導監督に関する基準」(2004年1月15日理事会で承認。4月1日施行。)

日弁連で届出の書式（報告書式）を整備（2004年2月）。
各弁護士会で届出に関する規則整備。営利業務従事弁護士名簿の作成・縦覧のための態勢整備（2004年2月まで）。
任期付き公務員に22人が就任（2003年1月現在）
のべ568人が営利業務届出（2004年6月7日現在）。うち2004年4月以降の届出は、117件。

2 弁護士倫理の遵守を確保するための方策

(1) 取組の経過と到達点

「弁護士倫理の在り方」について、「弁護士職務基本規程」（倫理委員会2次案）とこれに対する各弁護士会、委員会からの意見を踏まえ、最終案を作成（2004年9月まで）。

綱紀・懲戒制度の適切な運用について、弁護士法の綱紀・懲戒制度に関する改正を受け、日弁連会則・会規を改正済み（2003年11月）。

「弁護士倫理」の遵守の確保のための方策として、倫理研修を充実・強化。
各弁護士会における市民からの苦情相談窓口の設置とその処理態勢の整備。

3. 弁護士へのアクセス拡充

(1) 法律相談活動等の充実

法律相談センター等の設置を進めるべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

全国各地において弁護士へのアクセスを容易にするために、地方裁判所本庁所在地には、弁護士会の「法律相談センター」が既に設置されているが、未設置の一部支部所在地に同センターを設置するための、所要の取組を行う。

弁護士過疎地において弁護士へのアクセスを容易にするために、弁護士会の費用で設立し、弁護士が常駐する過疎地型「公設事務所」の設置を更に進めることとし、所要の取組を行う（平成15年）。

都市部において弁護士へのアクセスを容易にするために、弁護士会の費用で設立し、弁護士が常駐する都市型「公設事務所」の設置を更に進めることとし、所要の取組を行う。

1 弁護士会の「法律相談センター」を地方裁判所の全支部所在地に設置する取組

(1) 取組の経過と到達点

弁護士会の「法律相談センター」の設置状況

全国280か所（2004年6月末現在）

2003年1月以降の設置 = 29か所（東京5、兵庫・福岡・北海道各4、三重・長野各2、栃木・大阪・奈良・滋賀・和歌山・岐阜・岡山・愛媛各1）。

北海道名寄に2004年5月公設事務所されたことにより、公設事務所も法律相

談センターも設置されていない支部地域はなくなった。

2 過疎地型公設事務所の設置

(1) 取組の経過と到達点

過疎地型「公設事務所」の設置状況

全国27か所に設置(2004年5月末現在)。うち2か所は、弁護士がその地に定着したため、一般の法律事務所へ移行。

2004年6月から11月までに、さらに4か所の設置を予定。

3 都市型公設事務所の設置

(1) 取組の経過と到達点

都市型「公設事務所」の設置状況

全国6か所に設置=東京4、大阪2(2004年6月末現在)

2004年7月から2005年4月までに、さらに4か所(東京、岡山、札幌、横浜)の設置を予定。

4 その他(権利保護保険の普及)

(1) 取組の経過と到達点

弁護士へのアクセスを費用負担面においても容易にするため、一定の場合に保険金によって弁護士費用を賄う「権利保護保険」を制度化

自動車保険とセットにするなどにより、2004年3月現在、加入者は20数万人。

(2) 弁護士報酬の透明化・合理化

弁護士報酬の透明化・合理化の見地から、例えば、
個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化
報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底
を行うべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士報酬の透明化・合理化をはかるため、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供に関し、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

弁護士報酬の透明化・合理化をはかるため、報酬契約書の作成、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う(平成16年)。

1 弁護士法第33条2項8号、弁護士法第46条の改正により日弁連及び弁護士会の会則から「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」が削除されたことに伴う措置

(1) 取組の経過と到達点

弁護士法第33条2項8号、弁護士法第46条の改正(2003年7月25日、2004年4月1日施行)。

「報酬等基準規程」を廃止（日弁連 2003 年 11 月 12 日臨時総会。2004 年 4 月 1 日施行。）

弁護士の報酬に関する標準を示さない形での「弁護士の報酬に関する規程」を制定（日弁連 2004 年 2 月 26 日臨時総会。2004 年 4 月 1 日施行。）

全国の弁護士に対するアンケート結果に基づく弁護士報酬に関するパンフレット、リーフレットの作成、頒布（2003 年秋）

(2) 今後の課題

各弁護士が報酬基準を作成して、法律事務所に備え置くことの徹底。

各弁護士が依頼者との間で委任契約書を作成して契約を締結すること、報酬等について説明することの徹底。

各弁護士が報酬に関する情報を提供し、報酬見積書の作成・公布に努めることの徹底。

弁護士報酬が「適正かつ妥当」なものであるようにするための方策の検討と実施。

2 個々の弁護士の報酬情報の開示・提供に関する取組

(1) 取組の経過と到達点

「弁護士の報酬に関する規程」を制定し、報酬情報の提供・開示に関し、「弁護士は、弁護士の報酬に関する自己の情報を開示及び提供するよう努める。」との規定を整備（2004 年 2 月 26 日臨時総会。2004 年 4 月 1 日施行。）

個々の弁護士によるホームページその他での弁護士報酬に関する情報の開示。

弁護士会のホームページ等での個々の弁護士の報酬情報の提供。

(3) 弁護士情報の公開

- 弁護士広告の原則自由化に関し、弁護士の専門分野や実績等についても広告対象として認める方向で検討を加え、必要な措置を講じるべきである。
- 弁護士に関する情報の開示を一層推進すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士広告の原則自由化に関しては、現在でも、弁護士の取扱分野や実績などについて、一定範囲での広告が認められているが、今後その範囲を更に拡大するかどうかにつき、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成 16 年）

弁護士に関する情報の開示を一層推進することとし、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

1 弁護士広告の範囲の拡大の検討及び取組

(1) 取組の経過と到達点

日弁連「弁護士の業務広告に関する規程」（平成 12 年会規第 44 号）の制定により弁護士の業務広告を原則として自由化。

2 弁護士に関する情報開示の一層の推進

(1) 取組の経過と到達点

日弁連及び各弁護士会による個々の弁護士の情報開示

4. 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化

- 法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、協働化・総合事務所化等を推進するための方策を講じるべきである。
- 弁護士の専門性強化等の見地から、弁護士会による研修の義務化を含め、弁護士の継続教育を充実・実効化すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、隣接法律専門職種との協働化を推進するための方策に関し、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

弁護士の専門性を強化し、弁護士の業務能力を一層高めるため、研修の義務化を含めた弁護士の継続教育を一層充実・実効化する方策に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成16年）。

1 法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、協働化・総合事務所化の推進

(1) 検討の経過と到達点

専門性の向上

日弁連による知財研修の実施など。

執務態勢の強化（弁護士法人制度）

弁護士法人制度の施行（2002年4月1日）と法人の増加（116法人＝2004年5月末現在）

法律事務所の集団化、組織化。

1人事務所の減少（2002年4月＝8540 2003年4月＝8077）

1人事務所に所属する弁護士の割合の減少（2002年4月＝45.3% 2003年4月＝41.24%）

100人以上の事務所の増加（2002年4月＝2 2003年4月＝5）

弁護士以外の法律専門職種等との協働の拡大

検証できていない。

2 弁護士会における研修の義務化、継続教育の充実強化

(1) 検討の経過と到達点

日弁連における倫理研修の義務化（1997年に会規を制定）と倫理研修の実施（1998年度から実施）。

登録1年目、5年、10年、20年、30年に各研修を受講する義務。

該当する年度に97パーセント以上の受講対象者が受講。未受講者は翌年度以降に受講する扱い。

各弁護士会における倫理研修、新規登録弁護士研修その他の研修の義務化とその実施。

日弁連及び各弁護士会における知財研修、税務研修、破産法研修など専門研修の実施。

5. 弁護士の国際化 / 外国法事務弁護士等との提携・協働

- 弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務態勢の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化すべきである。
- 日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。
- 発展途上国に対する法整備支援を推進すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務体制の強化、弁護士及び弁護士会の国際交流等を更に推進することとし、所要の取組を行う（平成15年）。

法曹養成制度について、これを国際化の要請に配慮する制度とすることに関し、逐次所要の取組を行う。

1 弁護士の専門性の向上、執務態勢の強化等による国際化への対応

(1) 検討の経過と到達点

専門性の向上

日弁連による知財研修の実施など

執務態勢の強化

弁護士法人制度の発足（2002年4月1日）と法人数の増大（2003年3月31日76法人 2004年5月31日=116法人）。

法律事務所の集団化、組織化。

弁護士以外の法律専門職種等との協働の拡大。

国際交流の推進

日弁連国際交流委員会、国際人権問題委員会、国際室などの活動。

ローエイシア2003年大会の日本での開催。

各種国際会議への参加。

発展途上国に対する法整備支援

国際司法支援活動弁護士登録制度による国際司法支援。

国際協力機構（JICA）の発展途上国支援プロジェクトへの参加

ASEAN 新規加盟諸国に対する IT 法制度整備支援プロジェクトへの参加等。

(2) 今後の課題

国際協力、国際化への対応を拡大・強化していくための方策とその実施。

6. 弁護士会の在り方

(1) 弁護士会運営の透明化等

- 弁護士会運営の透明化を図るべきである。例えば、
 - 会務運営について弁護士以外の者の関与を拡大するなど広く国民の声を聴取し反映させることが可能となるような仕組みの整備
 - 意思決定過程の透明性の確保、業務、財務等の情報公開の仕組みの整備を行うべきである。
- 弁護士会において、弁護士改革など本意見で述べる諸改革を円滑に具体化し、その適正な運営と発展を確保するため、それに必要な態勢等の整備がなされることを期待する。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士会運営の透明化を図るため、必要な態勢の整備をなすこととし、必要な検討を経たうえ、逐次所要の取組を行う。

弁護士制度改革推進のために、日弁連弁護士制度改革推進本部（平成13年12月設置済）での検討を始め、更に必要な体制の整備に関し、逐次必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う。

1 弁護士会運営の透明化

(1) 取組の経過と到達点

会務運営について弁護士以外の者の関与を拡大するなど広く国民の声を聴取し反映させることが可能となるような仕組みの整備

日弁連市民会議の設置（2003年9月理事会で承認）、2003年12月以降3回開催。

倫理委員会、弁護士制度改革推進本部の弁護士報酬に関する部会などへの外部委員の参加。

意思決定過程の透明性の確保

総会の議事の公開、議事録（議事概要の公開）等に関する会則、議事規程の改正（2003年11月12日の臨時総会で改正済）

業務、財務等の情報公開の仕組みの整備

日弁連市民会議への日弁連の業務執行状況の報告。

弁護士白書での日弁連、各弁護士会の財務の概要の公開。

2 弁護士制度改革を推進するための体制の整備

(1) 取組の経過と到達点

弁護士制度改革推進本部の設置（２００１年１２月２１日理事会決議）
弁護士倫理委員会の拡充（２００３年６月）
弁護士業務委員会から弁護士業務改革委員会への改組

(2) 弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備

弁護士会は、弁護士への社会のニーズの変化等に対応し、弁護士倫理の徹底・向上を図るため、その自律的権能を厳正に行使するとともに、弁護士倫理の在り方につき、その一層の整備等を行うべきである。

- 綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化の見地から、少なくとも、
 - 綱紀・懲戒手続を通じて、これらを担う機関の委員構成の見直し（弁護士以外の委員の増加など）
 - 綱紀委員会の弁護士以外の委員への評決権の付与
 - 懲戒請求者が綱紀委員会の議決に対する異議申出を棄却・却下された場合に、国民が参加して構成される機関に更なる不服申立ができる制度の導入
 - 弁護士の調査・審査への協力義務の明確化等による職権調査の実効化
 - 標準審理期間設定等による迅速化
 - 懲戒委員会の決定に少数意見を明示する等による透明性の向上
 - 懲戒請求者の手続参加の拡充やこれに対する情報提供の強化等の一層の配慮
 - 懲戒処分の過程・結果等に関する公表の拡充等を行うべきである。
- 依頼者等の利益保護の見地から、弁護士会の苦情処理を適正化すべきである。例えば、
 - 苦情相談窓口の整備と一般への周知
 - 苦情相談担当者の育成
 - 苦情処理手続の適正・透明化
 - 綱紀・懲戒手続等との連携強化等を行うべきである。

また、弁護過誤に対する救済を強化するため、弁護士賠償責任保険の普及等の方策を検討すべきである。
- 法曹養成段階での倫理教育、継続教育段階での倫理研修を強化すべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

弁護士への社会のニーズの変化等に対応し、弁護士倫理の徹底・向上を図るため、その自律的機能を厳正に行使するための態勢の整備を行うこととし、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成１５年）。

綱紀・懲戒手続について、日弁連は、手続に市民が参加し、透明化をはかるため、綱紀審査会制度の導入を決議しているが（平成14年2月28日臨時総会）一層の透明化・迅速化・実効化に関し、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成15年）。

依頼者の利益保護の見地から、弁護士会の苦情処理制度の適正化に関する諸方策については、全国における苦情相談窓口の一層の整備を図るため、所要の取組を行う（平成14年）。

弁護過誤に対する救済を強化するため、弁護士賠償責任保険の普及等の方策に関し、逐次所要の取組を行う。

1 弁護士倫理の徹底・向上を図るため、その自律的機能を行行使するための態勢の整備
弁護士倫理に関する取組（1「弁護士の社会的責任の実践」の項を参照）

2 綱紀・懲戒手続の一層の透明化・迅速化・実効化に関する取組

(1) 取組の経過と到達点

日弁連、「綱紀・懲戒制度の改革に関する基本方針」の決議（2002年2月28日臨時総会、同年12月5日臨時総会）

日弁連、綱紀・懲戒制度に関する会則改正、会規の整備（2003年11月12日臨時総会で改廃を決定。2004年4月1日施行。）

日弁連、綱紀・懲戒制度に関する規則の制定、改廃（2004年2月理事会その他の理事会で承認。同年4月1日施行。）

各弁護士会、綱紀・懲戒制度に関する会則、会規及び規則の改廃、制定（2003年12月から2004年3月。同年4月1日施行。）

3 苦情処理制度の適正化、苦情相談窓口の整備

(1) 取組の経過と到達点

日弁連、「苦情相談窓口と紛議調停制度に関するワーキンググループ」を設置（2003年2月7日）し、方策を検討。

苦情相談窓口と紛議調停に関する全国連絡協議会を開催（2002年12月から2003年11月までに3回）

全国の弁護士会で苦情相談窓口（市民窓口）の設置を完了（2003年4月）

弁護士会における会員への苦情処理に関する全国集計基準を各弁護士会あてに通知（2003年12月）

(2) 今後の日程等

苦情相談の集計と苦情処理の在り方について全国担当者協議会の開催を予定。

各弁護士会における紛議調停のマニュアルの作成と紛議調停制度の活用。

4 弁護士賠償保険の普及等

(1) 取組の経過と到達点

弁護士賠償保険の普及

弁護士がその業務に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を填補するための保険制度として1976年に保険商品の認可を取得。

2003年3月現在、保険加入弁護士は、1万1000名（加入率65.5%）

(2) 今後の課題

賠償保険の内容の見直しと普及。

7. 隣接法律専門職種の活用等

- 訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、
 - 司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。また、簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても、同様に付与すべきである。
 - 弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
 - 税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである。
 - 行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。
- ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法第72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。
- 弁護士法第72条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。
- ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）実現のため、弁護士と隣接法律専門職種などによる協働を積極的に推進するための方策を講じるべきである。

【日弁連司法制度改革推進計画】

訴訟手続、及びADRを含む訴訟手続外の法律事務における隣接法律専門職種の位置付けについては、職種ごとに実態を踏まえて逐次個別的に検討したうえ、所要の取組を行う。

弁護士法第72条については、その規制内容を何らかの形で明確化することに関し、

必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成16年）。

ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）については、必要な検討を経たうえ、所要の取組を行う（平成16年）。

1 訴訟手続外の法律事務における隣接法律専門職種的位置づけ

(1) 取組の経過と到達点

日弁連と日本弁理士会との共同による「日本知的財産仲裁センター」の設置（1998年）。

弁護士会の土地家屋調査士との共同による紛争処理センターの設置（2002年から）。

司法書士、弁理士の研修への協力（2003年から研修を実施）。

2 弁護士法72条の規制内容の明確化

(1) 取組の経過と到達点

企業法務と弁護士法72条の関係につきNBL誌上に日弁連の見解を表明

司法書士に簡易裁判所訴訟代理権を付与するにあたっての能力担保措置としての研修への協力。弁理士の研修への協力。

3 ワンストップ・サービスへの取組

(1) 取組の経過と到達点

ワンストップ・サービスの必要性についての検討

隣接法律専門職種等との協働の実状に関する検討

8. 企業法務等の位置付け

○ 企業法務等の位置付けについて検討し、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件を含めた制度整備を行うべきである。

○ 特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用等を検討し、少なくとも、特任検事へ法曹資格の付与を行うための制度整備を行うべきである。

1 司法試験合格後の民間等での実務経験を経た者に対する法曹資格の付与のための制度整備

(1) 弁護士法の一部改正及びその他の制度整備

弁護士法の一部改正（2003年7月25日公布。2004年3月31日公布。いずれも2004年4月1日施行。）

弁護士となる資格を取得するための認定制度と弁護士会による事前研修の制度化（2004年3月までに制度化。2004年度から実施。）

(2) 今後の課題

日弁連による第1回の事前研修の実施に向けた研修制度と実施態勢の整備。

2 企業法務の位置づけの検討

(1) 取組の経過と到達点

企業法務と弁護士法72条に関する理事会決議(2002年9月)。

法曹制度検討会における日弁連の意見表明(2002年9月)。

法曹制度検討会での検討経過を踏まえ、NBL誌上で日弁連見解を表明(2004年2月)。

3 特任検事経験者への弁護士資格の付与

(1) 特任検事への弁護士資格付与に関する弁護士法の一部改正及び制度整備

弁護士法の一部改正(2003年7月公布、2004年4月1日施行。2004年3月31日公布、2004年4月1日施行。)

弁護士となる資格を取得するための認定制度と弁護士会による事前研修の制度化(2004年3月まで)。

(2) 今後の課題

日弁連による第1回の事前研修の実施に向けた研修制度の内容の確定と実施態勢の整備。

更に弁護士法の一部改正により事前研修対象者が増加したことに伴う実施態勢の整備。